

# 認可地縁団体の手引き

令和5年12月

愛西市

## 目次

1	地縁による団体の認可制度について	1
1-1	地縁による団体とは	1
1-2	地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的	1
1-3	申請できる団体	1
1-4	認可の要件	2
2	認可申請について	3
2-1	認可申請の流れ	3
2-2	認可申請に必要な書類	4
3	認可後の地縁団体について	4
3-1	愛西市長の認可・告示	4
3-2	認可後の地縁団体の性質	5
3-3	税関係の手続き	6
3-4	認可地縁団体の証明書	6
3-5	不動産登記	6
3-6	書面決議の取り扱い	7
4	認可後の変更等の手続きについて	9
4-1	告示事項の変更の届出	9
4-2	規約の変更の届出	10
4-3	団体が解散したときの届出	11
4-4	団体が合併したときの届出	11
5	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	11
6	印鑑登録・印鑑登録証明書	12
7	地方自治法の改正	13

# 1 地縁による団体の認可制度について

## 1-1 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、町又は字の区域その他市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(地方自治法第260条の2第1項)をいいます。具体的には、良好な地域社会の維持・形成を目的とし一定区域に住む住民の自主性により組織された自治会や町内会等を指します。

## 1-2 地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

これまでは、地縁による団体は法律上、「任意団体」、「権利能力なき団体」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、「代表者の個人名義」や「複数の住民名義」で資産登記を行うことも少なくなく、資産管理の面で次のような問題が生じる恐れがありました。

### 【代表者個人名義・複数人名義での登記により生じる恐れのある問題例】

- ・名義人の債権者が不動産を差し押さえてしまった。
- ・名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じた。
- ・複数人名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまった。
- ・名義人が不動産を第三者に売却してしまった。

このような問題に対応するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。法人格を取得した地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

また、令和3年の地方自治法の一部改正では認可の目的が見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市の認可を受けることができるようになりました。

## 1-3 申請できる団体

制度の対象となる団体は、一定の区域に住所を有する者すべてが加入することのできる団体です。いわゆる自治会や町内会が該当します。ただし、次のような団体は、地縁による団体に該当しないため、申請を行うことはできません。

種 類	例
特定の活動のみを目的とした団体	スポーツや趣味の同好会、伝統芸能保存会、環境保全体
住所以外に「年齢」や「性別」が加入要件となる団体	老人会や青年会、婦人会
「区分所有者」であることが加入条件となる団体	マンションの管理組合

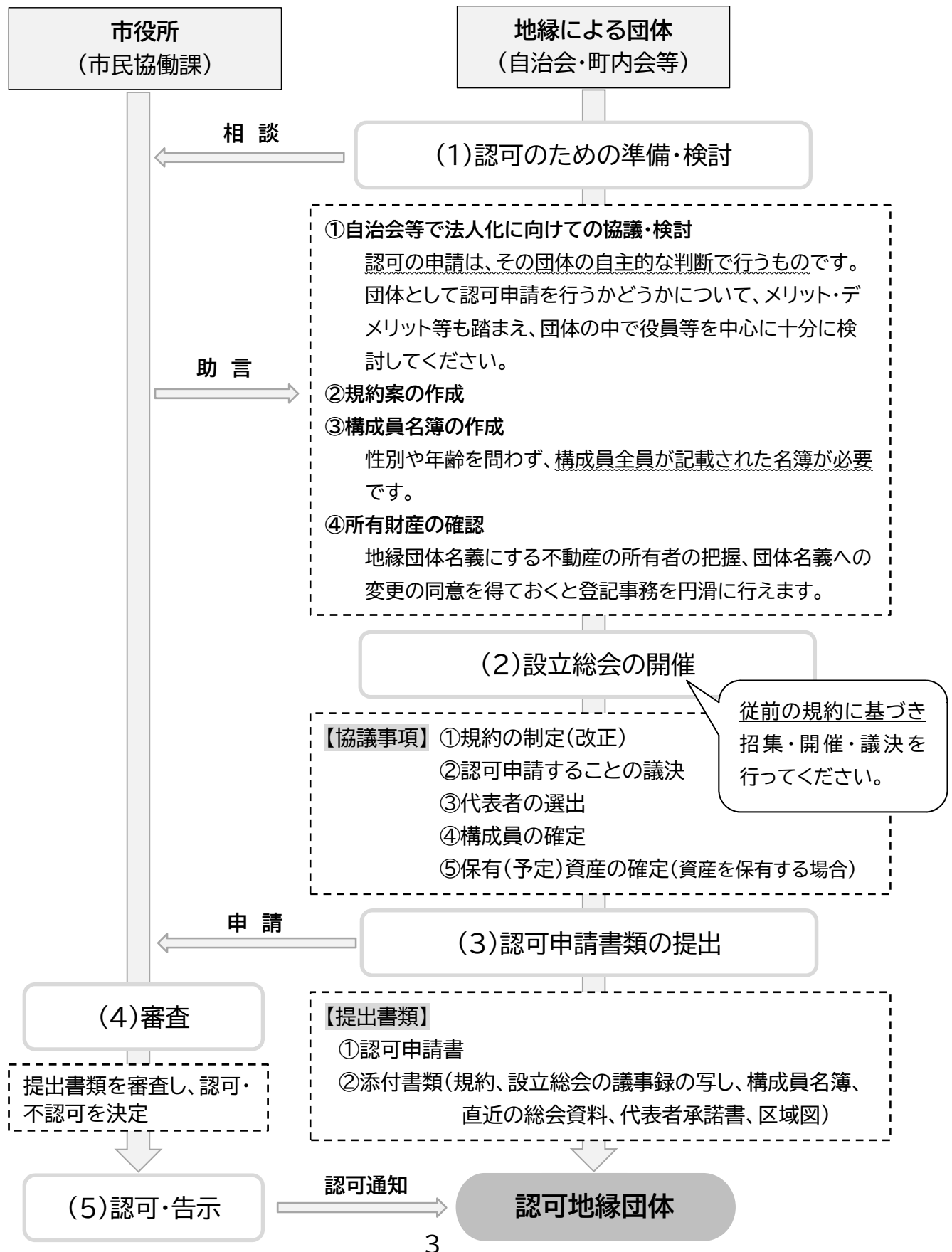
#### 1-4 認可の要件

次の4つの要件(地方自治法第260条の2第2項)を満たしている自治会等が認可の対象です。認可後、これらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項目	要件																		
1. 目的	<p>良好な地域社会の維持及び形成に資する<u>地域的な共同活動</u>※1を行うことを目的とし、<u>現にその活動を行っている</u>※2と認められること</p> <p>※1 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の一般的な自治会活動など</p> <p>※2 前年度の活動実績等で確認できることが必要</p>																		
2. 区域	<p><u>区域</u>※1が住民にとって<u>客観的に明らか</u>※2なものであるとして定められていること</p> <p>※1 当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によること</p> <p>※2 町、字、地番、住居表示により表示できること</p>																		
3. 構成員	<p><u>区域の全住民</u>※1に構成員となる資格があり、実際に<u>相当数</u>※2の住民が構成員となっていること</p> <p>※1 年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人</p> <p>※2 区域の全住民の半数以上</p>																		
4. 規約	<p>8つの事項が定められている<u>規約</u>※1であること</p> <p>※1 地方自治法第260条の2第3項に掲げる事項が定められていること</p> <table border="1" data-bbox="443 1133 1401 1883"> <thead> <tr> <th>必要な項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①目的</td> <td>良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動などを目的に定めていること</td> </tr> <tr> <td>②名称</td> <td>団体の正式名称が記載されていること</td> </tr> <tr> <td>③区域</td> <td>客観的に明確であること。字名、地番のほか、河川や道路等による記載も可</td> </tr> <tr> <td>④主たる事務所の所在地</td> <td>団体の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の住所に置く」、「集会所に置く」の記載も可</td> </tr> <tr> <td>⑤構成員の資格に関する事項</td> <td>「区域内に住むすべての個人」が加入可能であり、その他の加入条件(年齢、性別、国籍等)を設けていないこと</td> </tr> <tr> <td>⑥代表者に関する事項</td> <td>代表者1名の設置とその職務について定めていること</td> </tr> <tr> <td>⑦会議に関する事項</td> <td>通常総会(年1回以上開催)や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること</td> </tr> <tr> <td>⑧資産に関する事項</td> <td>資産の構成と管理方法を定めていること</td> </tr> </tbody> </table>	必要な項目	内容	①目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動などを目的に定めていること	②名称	団体の正式名称が記載されていること	③区域	客観的に明確であること。字名、地番のほか、河川や道路等による記載も可	④主たる事務所の所在地	団体の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の住所に置く」、「集会所に置く」の記載も可	⑤構成員の資格に関する事項	「区域内に住むすべての個人」が加入可能であり、その他の加入条件(年齢、性別、国籍等)を設けていないこと	⑥代表者に関する事項	代表者1名の設置とその職務について定めていること	⑦会議に関する事項	通常総会(年1回以上開催)や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること	⑧資産に関する事項	資産の構成と管理方法を定めていること
必要な項目	内容																		
①目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動などを目的に定めていること																		
②名称	団体の正式名称が記載されていること																		
③区域	客観的に明確であること。字名、地番のほか、河川や道路等による記載も可																		
④主たる事務所の所在地	団体の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の住所に置く」、「集会所に置く」の記載も可																		
⑤構成員の資格に関する事項	「区域内に住むすべての個人」が加入可能であり、その他の加入条件(年齢、性別、国籍等)を設けていないこと																		
⑥代表者に関する事項	代表者1名の設置とその職務について定めていること																		
⑦会議に関する事項	通常総会(年1回以上開催)や臨時総会、役員会の開催方法を定めていること																		
⑧資産に関する事項	資産の構成と管理方法を定めていること																		

## 2 認可申請について

### 2-1 認可申請の流れ



## 2-2 認可申請に必要な書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。法人化をお考えの際は、事前に市民協働課に相談してください。また、認可申請を行うにあたり、全構成員を対象とした総会で決議する必要がありますので、自治会等の中でよく話し合ってください。

- ①認可申請書…申請者(代表者)の署名または記名押印がされていること
- ②規約…地方自治法に沿った規約であること(2ページの1-4認可の要件「4規約」参照)  
※地方自治法との整合性を確認するため、総会に諮る前に市民協働課に相談してください。
- ③総会議事録の写し…設立総会の協議事項(3ページの2-1認可申請の流れ「(2)設立総会の開催【協議事項】」参照)について審議・承認されたことの記載があり、議長及び議事録署名人の署名があること(※規約で署名・押印をすることが定められている場合は、署名と押印の両方が必要です。)
- ④構成員名簿…設立時の構成員全員の「氏名」、「住所」が記載されていること
- ⑤前年の総会資料等…認可要件である「良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動」を実際に行っていることが分かること
- ⑥代表者の就任承諾書…代表者の署名がされていること
- ⑦区域図…区域を示した地図など

## 3 認可後の地縁団体について

### 3-1 愛西市長の認可・告示

認可申請の書類を受理後、書類審査を行います。認可した場合は、市から認可通知を行い、告示を行います。市の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、団体自体の法務局への登記は必要ありません。

なお、不動産の登記をする場合は、司法書士や法務局等にお問い合わせください。  
また、この告示をもって、地縁団体として第三者に対抗できることとなります。

#### 【告示事項】

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

### 3-2 認可後の地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置づけが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

権利	<p><b>○団体名義での資産登記</b> 不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。これにより「代表者の個人名義」や「複数の住民名義」での登記によるトラブルを防止することができます。なお、登記には費用(登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等)がかかります。</p> <p><b>○団体名義での法律行為</b> 目的の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。</p>
義務	<p><b>○税関係の手続きと納税義務</b> 認可後には、法人の設立に関する届出等を県税事務所、市役所税務課に提出しなければなりません。また、法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。</p> <p><b>○告示事項の変更手続き</b> 代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は、市へ届出が必要です。 (市の告示が行われるまでは、その変更は効力を発揮しません。)</p> <p><b>○規約の変更手続き</b> 規約の内容を変更する場合は、市の認可が必要です。事前に市民協働課に相談のうえ、市の認可を受けてください。 (市の認可を得るまでは、新規約は効力を発揮しません。)</p> <p><b>○総会開催の義務</b> 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。</p> <p><b>○財産目録、構成員名簿の作成・保管</b> ・財産目録…認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間(特に事業期間を定める場合は、毎事業年度の終了時)に作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。 ・構成員名簿…主たる事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。</p> <p><b>○地方自治法の規定等による運営・取扱い</b> 認可地縁団体は、先に記した内容を始め、地方自治法の規定に沿った運営・取扱いをする必要があります。また、規約に従って運営してください。</p>

### 3-3 税関係の手続き

認可地縁団体は、公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者となります。収益事業を行わない場合は、申請により減免される場合がありますので、所管事務所にお問い合わせください。

毎年度末に、県税事務所から市へ新規の認可地縁団体の有無について問い合わせがあります。当該年度に認可した地縁団体を報告しますのでご承知おきください。

その後、県税事務所等から税に関する書類が送付されますので、必要な手続きをお願いします。

●市税(法人市民税・事業所税・固定資産税)
愛西市役所税務課 〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地 電話 0567-55-7123(市民税) 0567-55-7122(資産税)
●県税(法人県民税・法人事業税)
西尾張県税事務所 〒491-8506 一宮市新生2-21-12 電話 0586-45-3169(県民税・事業税)
●国税(法人税)
津島税務署 〒496-8720 津島市良王町二丁目31番地の1 電話 0567-26-2161

登記にかかる主要課税は、次のとおりです。詳しくは、所管事務所にお問い合わせください。

税目	内容	窓口
不動産取得税 (県税)	住民が組織する地域団体が専ら公共の用に供する集会所等を取得した場合、申請により減免できる場合があります。	西尾張県税事務所 0586-45-3158 (不動産取得税)
登録免許税 (国税)	登記の原因により税額が異なります。	名古屋法務局 津島支局 0567-26-2423

### 3-4 認可地縁団体の証明書

「認可地縁団体の告示事項に係る証明書(地縁団体台帳の写し)」は、市民協働課にて交付します。

窓口にて、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書を記入し、請求してください。

なお、1通につき200円の手数料がかかります。

### 3-5 不動産登記

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局での手続きが必要です。登記に関する手続きの方法、必要書類、費用などは法務局へお問い合わせください。不動産登記の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできますが、費用がかかります。



不動産登記の際に必要な「認可地縁団体の告示事項に係る証明書(地縁団体台帳の写し)」と「印鑑登録証明書」は、市役所で交付しています。

●名古屋法務局 津島支局

〒496-0047 津島市西柳原町3-10

電話 0567-26-2423

### 3-6 書面決議の取り扱い

総会において決議すべき事項(以下、「決議事項」という。)について、一定の要件を満たせば、総会を開催せずに書面又は電磁的方法※によって決議することができます。

※電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法など

総会を開催せずに決議事項を決議する方法は、次のとおりです。

#### (1) 法第260条の19の2第1項に基づく方法

①書面等による決議の事前承諾	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに、「決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行う」ことについて構成員に確認し、全員の承諾を得る。</li> <li>※ 一人でも承諾が得られない場合は、総会を開催する必要があります。</li> </ul>
②書面等による決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①で全員の承諾があった場合は、決議事項について改めて賛否を問い、書面等により決議を行う。議決要件を満たせば、決議事項が可決する。</li> </ul>

#### (2) (1)を応用し、書面開催の承諾及び決議を同時に行う方法

①書面等による決議の承諾及び決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに <ul style="list-style-type: none"> <li>・「決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行う」ことに対する賛否</li> <li>・「決議事項」に対する賛否</li> </ul> をそれぞれ問う。 </li> <li>○ 構成員全員の書面等による決議への承諾が得られた場合は、規約等で定める議決要件に基づいて決議が成立する。</li> <li>※ 書面等による決議に対して、一人でも承諾が得られない場合は、たとえ決議事項に対して全員が賛成であったとしても、総会を開催する必要があります。また、この場合は、書面等により確認していた決議事項に対する賛否の意思は無効となり、総会では改めて構成員に対して決議事項への賛否を問う必要がありますのでご注意ください。</li> </ul>
------------------	--

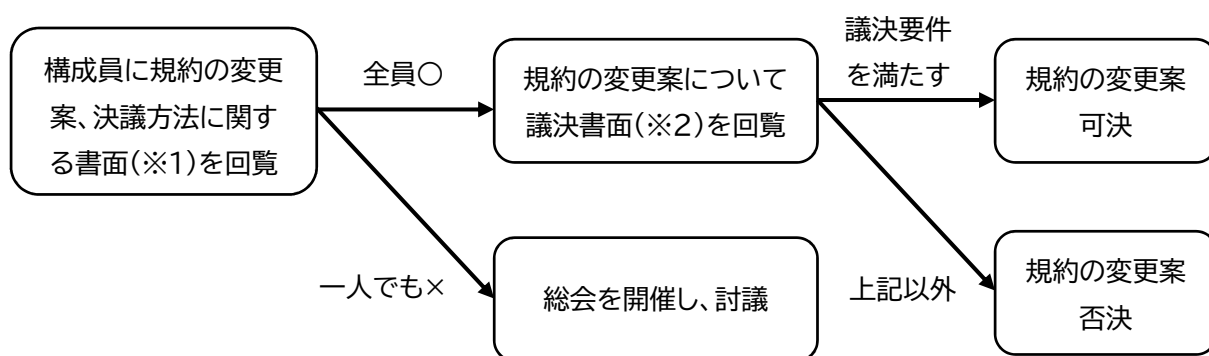
### (3) 法第260条の19の2第2項に基づく方法

<p>①書面等による決議(構成員全員による賛成)</p>	<p>○ 決議事項の内容を構成員に回覧するとともに、書面等によりその賛否を問う。</p> <p>○ 構成員全員の賛成の意思が確認できた場合は、当該合意を持って書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし、決議事項が可決する。</p> <p>※ 一人でも賛同が得られない場合は、総会を開催する必要があります。</p>
------------------------------	---

#### 【参考フロー図】

書面による決議によって、規約の変更をしたいと考えた場合の例

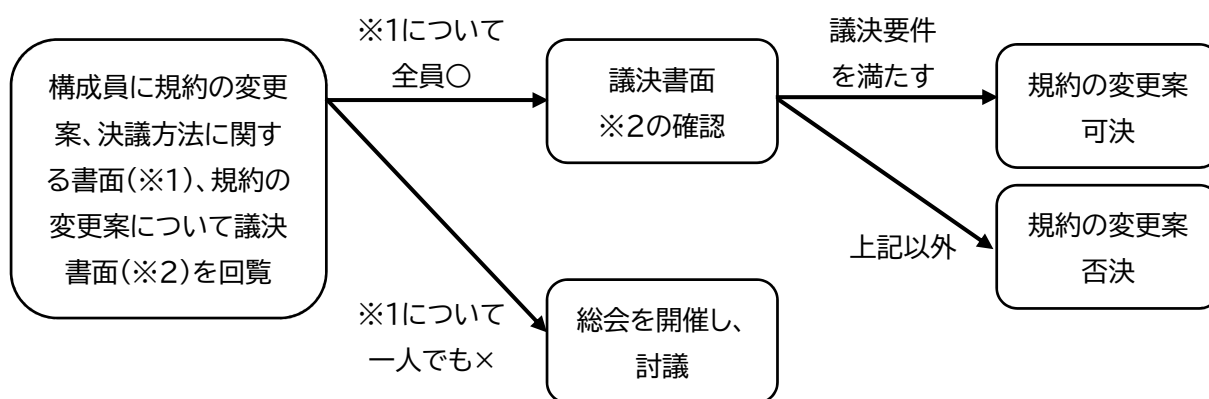
#### (1) 法第260条の19の2第1項に基づく方法



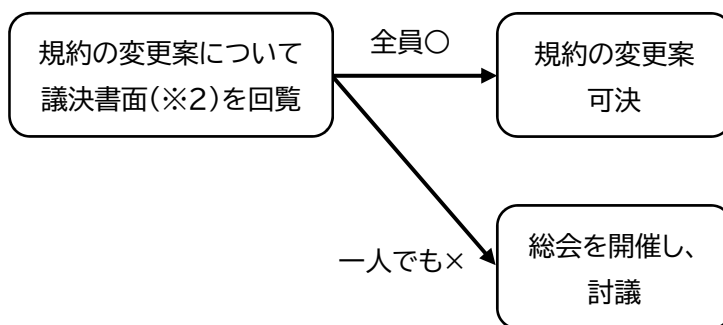
(※1例)「この規約の変更案に賛成か反対かは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」

(※2例)「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」

#### (2) (1)を応用し、書面開催の承諾及び決議を同時に行う方法



### (3) 法第260条の19の2第2項に基づく方法



#### 【注意事項】

- ・決議事項を書面や電磁的方法のみによって決議することは、総会の開催とは認められません。
- ・仮に通常総会において諮る予定であった議題が、すべて書面決議により決議された場合は、その年の通常総会の開催を省略することも可能ですが、本来は少なくとも年1回、通常総会を開かなければならないとされており、例外的な取り扱いである点に十分ご注意ください。

## 4 認可後の変更等の手続きについて

### 4-1 告示事項の変更の届出

代表者や主たる事務所の所在地が変わったなど、告示されている内容(4ページ「3-1 愛西市長の認可・告示【告示事項】参照」)に変更があった場合は、市へ届出をしてください。

なお、届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更についての効力が生じません。

#### 1. 総会による議決

認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者などの変更についての議決を行います。

#### 2. 告示事項変更届出書の提出

市民協働課に次の書類を提出してください。

##### 【提出書類】

- ・告示事項変更届出書(指定様式)
- ・総会の議事録の写し  
※変更の内容について議決されたことがわかるもので、議長、規約に定める数の議事録署名人の署名(規約で「署名捺印が必要」と規定されている場合は、署名と捺印の両方)が必要です。
- ・承諾書(代表者の変更の場合)

### 3. 告示事項変更の告示

市民協働課で告示事項変更告示を行います。

### 4. 印鑑登録手続き(任意)

印鑑証明が必要な場合は、印鑑登録の手続きが必要です。代表者が変更になった場合、再度、印鑑登録の手続きが必要です。

印鑑登録は、代表者ご本人が手続きを行ってください。

印鑑登録は、市民課または各支所で行うことができますが、印鑑登録を行った場所ですら印鑑登録証明書は発行できませんので、ご注意ください。

印鑑登録の方法、印鑑登録証明書については、12ページをご覧ください。

## 4-2 規約の変更の届出

規約の内容を変更する場合には、事前に市民協働課に相談してください。規約の変更には、市の認可が必要です。

なお、市の認可を得るまでは、新規約は効力を発揮しません。

また、規約の内容のうち、「団体等の名称」、「事務所の所在地」、「区域」、「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更の手続き(9ページ)を同時に行ってください。

※規約以外の細則などの内部規定の変更の場合は、申請は必要ありません。

### 1. 事前相談

認可地縁団体の規約の変更を行う場合は、変更する内容について事前に市民協働課へご相談ください。

### 2. 総会による決議

認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更について議決を行ってください。規約の変更には、総構成員4分の3以上(規約で別段の定めをしている場合は、その定めによる。)の賛成が必要です。

### 3. 規約変更認可申請書の提出

市民協働課に次の書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- ・規約変更認可申請書(指定様式)
- ・新規約(案)
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)

※規約変更について、総会で総構成員4分の3以上(規約で別段の定めをしている場合は、その定めによる。)の賛成により議決されたことがわかるように議事録を作成してください。また、議長、規約に定める数の議事録署名人の署名(規約で「署名捺印が必要」と規定されている場合は、署名と捺印の両方)が必要です。

## 4. 規約変更の認可

市民協働課で規約変更の内容を審査し、認可後に通知を送付します。

### 4-3 団体が解散したときの届出(破産の場合を除く)

認可地縁団体は、法第260条の20に掲げる事由によって解散したとき(ただし破産の場合は除く。)は、「解散届出書」を提出してください。

また、解散に伴いその清算が終了したときには、「清算終了届出書」を提出する必要があります。

詳しくは、市民協働課にお問い合わせください。

### 4-4 団体が合併したときの届出

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併をしようとするときは、まず、合併しようとするそれぞれの認可地縁団体の現行の規約に基づき召集された総会で、構成員の4分の3以上の多数をもって議決される必要があります(ただし、規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。)

詳しくは、市民協働課にお問い合わせください。

## 5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有(占有)している不動産のうち、登記名義人の所在が知れない場合や、すでに故人となっておりその相続人の所在が不明であるために所有権移転が困難となっている場合、市に対し一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が不動産の移転登記の申請ができます。

ただし、この特例制度は不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

### (1)特例の対象となる要件

- ①認可地縁団体が所有する不動産であること
- ②認可地縁団体がその不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③その不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが、その認可地縁団体の構成員またはかつてその認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④その不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

### (2)登記までの流れ

- ①申請要件を満たしている認可地縁団体が市へ公告申請書および必要書類を提出
  - ・公告申請書
  - ・申請不動産の登記事項証明書
  - ・保有資産目録または保有予定資産目録

- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・申請要件に該当することを疎明するに足る資料
- ②市は提出された疎明資料により要件を確認
- ③その不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者は、市に異議を述べるよう公告
- ④3か月以上の公告期間に異議がなかった場合、市は認可地縁団体に対し異議がなかった旨の情報提供
- ⑤認可地縁団体は、法務局において登記手続き

## 6 印鑑登録・印鑑登録証明書

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

### (1)印鑑登録・・・代表者本人が手続きしてください

【受付窓口】 市民課 または 各支所

【手数料】 無料

【必要なもの】 ・認可地縁団体印鑑登録証明書(窓口で記入)

・地縁団体として登録する印鑑(団体の印)

#### 〈印鑑登録できない印鑑〉

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ 8mmの正方形より小さいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ 30mmの正方形より大きいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

・代表者個人の登録印(代表者の実印)

・代表者個人の印鑑登録証(代表者の印鑑登録カード)

・代表者個人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※代表者を変更した場合・・・新たな印鑑登録が必要な場合は、新代表者で印鑑登録の手続きを行う必要があります

### (2)印鑑登録証明書・・・代表者本人が手続きしてください

【受付窓口】 市民課 または 各支所

※団体の印鑑登録を行った窓口でしか証明書を発行できません。

印鑑登録を行った窓口へお越しください。

【手数料】 1通 200円

- 【必要なもの】 ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(窓口で記入)  
・地縁団体として登録した印鑑(団体印)  
・代表者個人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

## **7 地方自治法の改正(認可地縁団体制度の見直し、直近分のみ)**

### ●電磁的方法による表決(令和3年9月1日施行)

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約または総会の決議により、書面による表決に代えて、電子メール等の電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

電磁的方法による表決を行う場合は、規約の改正または総会の決議が必要です。

### ●認可を受ける要件の変更(令和3年11月26日施行)

これまでは、現に不動産等を保有しているか、または保有する予定があることが認可を受ける要件でしたが、法改正により不動産等の保有の有無・予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

### ●総会を開催しない書面または電磁的方法による決議の規定の創設(令和4年8月20日施行)

所定の条件を満たすことで、総会を開催せずに書面または電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

### ●認可地縁団体同士の合併に関する規定の新設(令和5年4月1日施行)

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。